

次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資WG 第1回

健康投資に関する先行事例について

平成26年2月

(株)NTTデータ経営研究所

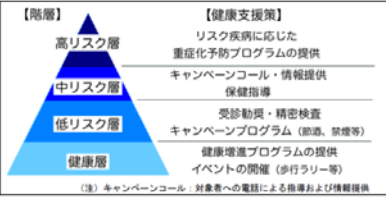
健康投資に関する先進事例（投資対効果の定量化事例①）

○医療費適正化を効果指標として用いている例として、医療費の差を示す例がある。生産性向上の例には傷病日数や欠勤減少等があるが、国内事例はまだ少ない。

実施主体	取組概要	効果	用いられている指標等
日立健康 保険組合	生活習慣改善・減量プログラム「はらすまダイエット」を活用。参加者に健診結果を考慮した疾病知識や対処するためのスキルを提供。	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病で一人当たり年間約7千円、全疾病で年間約2万円の医療費を抑制 メタボリックシンドローム該当者の71.3%がメタボ解消 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化 状態の改善 ・医療費 ・メタボリックシンドローム率
タニタ	全従業員を対象に、健康チェック、歩数イベント、健康指導プログラム等の取組を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 業種平均と比較して1人当たり医療費約18%の削減効果 費用約250万円に対する効果は約540万円 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化 ・医療費
見附市 (自治体)	健康運動教室を開催し、個別プログラムに沿った有酸素運動と筋トレを実施。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者と非参加者の医療費の差は1人あたり103,917円 体力年齢が開始時66.4歳から2年後に55.3歳に若返り 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化 状態の改善 ・医療費 ・体力年齢
デュポン (US)	減量、栄養、禁煙クラスからヨガ、ストレッチ、心臓系健康クラスなど、休憩時間や通常の勤務時間内にも受けられる約70種類の健康プログラムを用意。	<ul style="list-style-type: none"> 2年間で減少した従業員の傷病日数は11,726日。金額換算すると総額159万6877ドルを節約 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上 ・傷病日数
ジョンソン & ジョンソン (US)	運動プログラム、オンライン体重管理ツール等の栄養管理、生活管理とコンピューターによる指導プログラム、慢性疾病対策等の包括的取組(Live for Life プログラム)。	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の欠勤が減少。金額換算すると社員一人当たり年156.5ドルを節約 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上 ・欠勤減少
SAS(US)	従業員及び家族が利用可能レクリエーション & フィットネスセンターを設置、地域の健康クラブとも契約し、従業員は割引価格で利用可能。米本社に56人の医療スタッフが常駐する専用医療センターも設置。	<ul style="list-style-type: none"> フォーチュン誌「働きがいのある企業ランキング」の2011年版ではアメリカ企業のトップに選定。業界平均離職率が25%のところ4%に低下 	<ul style="list-style-type: none"> 企業イメージの向上 ・離職率低下

健康投資に関する先進事例(投資対効果の定量化事例②)

○健康状態の改善、健康行動の改善を示す指標としては、健診数値平均の他、肥満を有する割合等で示すケースもあり、様々である。

実施主体	取組概要	効果	用いられている指標等
<p>フジクラ</p>	<p>▶健康な社員から疾病リスクのある社員までを階層化し、それぞれの階層に対し費用対効果を勘案した健康支援を実施。</p> <p>＜階層別尾アプローチ＞</p>  <p>出所:厚生労働省「データヘルス計画事例集」</p>	<ul style="list-style-type: none"> •Γ-GTP(U/L) 97.6→64.6 •体重(kg) 73.5→70.5 •1日あたり平均飲酒量 (ドリンク*/日)5.15→2.92 <p>•*1ドリンク=純アルコール10g含む飲料</p>	<p>状態の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Γ-GTP ・体重 <p>行動の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり平均飲酒量
<p>大和証券グループ健保</p>	<p>▶全員を対象とした生活習慣病予防事業を実施、WEBやウォーキングイベント等を開催。</p> <p>▶同時並行で、ハイリスク者向けに特定保健指導を実施。</p>	<p>・非肥満・肥満リスク無から肥満あり特定保健指導対象者への移行率(悪化率)が8%台から6%台に低下</p>	<p>状態の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満を有する割合
<p>呉市(自治体)</p>	<p>▶糖尿病重症化予防として、人工透析の前段階にある患者に対し、通院先の医療機関と連携しなら学習プログラムを実施。</p> <p>▶レセプト分析による対象者の抽出後、参加意思を示した患者に対して、テキスト等の教材の配布や低たんぱく・減塩メニューの料理教室、看護師・保健師が面談と電話による栄養指導や生活指導を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •HbA1c平均0.3ポイント •体重平均2.5%改善 •3年間で192名が参加。通常1割が人工透析に移行するが、上記参加者からの移行者はゼロだった。 	<p>状態の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HbA1c ・体重 ・人工透析移行者数

健康投資に関する先進事例（ベンチマーク・取組の客観評価事例）

○現状、他社と比較した自社従業員の健康状態、健康づくりの効果を客観視できるようなベンチマークはほとんど整備されていない。企業等による健康投資の取り組みを客観的に評価し資金調達に結び付ける仕組みは一部において実施されている。

実施主体

取組概要

日本医療データセンター

日本医療データセンターが保有するレセプト、健診等の既存のデータを活用して**ベンチマークツール**（他社との比較が可能なデータベース）を作成する。これにより、より多くの企業から医療関連データを収集・蓄積するとともに、企業が講じるべき対策の見える化を図る取り組みを実施中（平成25年度経済産業省 地域ヘルスケア構築事業として採択）。

ベンチマーク

産業医科大学

企業のCSR活動の観点から健康資本増進活動の費用と効果を可視化する**健康会計**の観点から、労働安全・衛生管理の取組の費用を算出する手法及びツールを開発し、4事業場における費用を算出。業種・業態によって費用にばらつきがあることを明らかにしている。

<費用算出シート>

取組の客観評価

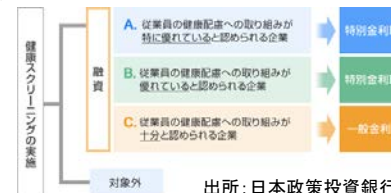
日本政策投資銀行

従業員の健康に配慮した取組やレセプト・健診データを分析した効果的な健康指導を行っている企業を評価し「**健康経営格付**」を実施。様々な業種の9企業に対し健康経営格付に基づく融資を実施している。



健康経営格付ロゴ

<考え方>



出所：日本政策投資銀行HP

取組の客観評価

資金調達

弘前市（自治体）

➢弘前市は、従業員等の健康づくりを積極的に行っている企業・団体を対象に、平成25年度から「（仮称）**ひろさき健やか団体（仮称）**」の認定制度を実施する（平成25年1月から募集開始）。職場を中心とした健康づくりの推進により平均寿命の延伸を目指すもので、団体名は市のホームページで公表する。この取り組みにより、認定企業のイメージアップにもつながることが期待されている。
➢青森銀行は上記の認定企業・団体を対象とした**融資制度**を制定し、平成25年3月以降に金利優遇を実施するほか、認定企業・団体の従業員を対象とした個人ローン（マイカーローンや教育ローン等）の金利優遇やクレジット一体型ICキャッシュカードaomoへのポイント付与を行う。

取組の客観評価

資金調達

健康投資に関する先進事例(インセンティブ付与事例)

○企業・個人等による健康投資を促進するために、インセンティブを付与する仕組みは一部において実施されている。

実施主体

取組概要

厚生労働省

国民の生活習慣を改善し、健康寿命をのばすための運動「Smart Life Project」(スマートライフプロジェクト)の一環として、創設された表彰制度。
従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組をしている企業などからの応募を受け、有識者による評価委員会で審査・選出された取組事例から厚生労働大臣賞、厚生労働省健康局長賞を決定し表彰している。



<タニタに厚生労働大臣最優秀賞を授与>

インセンティブ

総社市
(自治体)

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、その運営の健全化に貢献し、積極的に健康の推進に努めた世帯に、総社市国民健康保険健康推進奨励金(対象世帯に対し1万円)を支給。生活習慣病の重症化を防ぐことにより、市民の生活の質を維持し、同時に医療費の高額化を防ぐことを目的としている。

インセンティブ

松本信用金庫

個人向けに毎年健康診断を受診すればさまざまな特典がある「健康寿命延伸特別金利定期積金」の取り扱いを平成25年9月から始めている。積立期間は3年で月1万円からとなっており、利率は年0.2%(税引き前)。長野県「地域発元気づくり支援金」を活用し、松本地域健康産業推進協議会と連携し事業を実施。

インセンティブ

アクサダイレクト生命

定期保険、「カチッと定期」の10年更新タイプは、「健康チャレンジ」という再加入制度を設定。保険期間10年が満了した際に、再度告知をし、所定の基準を満たしたら、更新時よりも安い保険料で再加入し継続することができる制度。もし告知をし、基準を満たせなくても、通常どおり契約を更新することは可能。

インセンティブ

厚生労働省
経済産業省
総務省

ウォーキングやジョギングなどの健康づくりなどに対してポイントを付与し、ポイントと健康グッズや地域通貨などと交換する取組を行う保険者が増加している。
こうした取組を推進し、健康づくりの必要性が高いにも関わらず無関心な者などの行動を変容させるための有効な働きかけ方策等を検証するため、総合特区の枠組みを活用し、平成26年度から平成28年度まで、市町村国保や健保組合において、ヘルスケアポイントを用いた大規模実証実験を実施予定。

インセンティブ

健康投資に関する先進事例(企業・保険者の連携事例)

○企業と保険者が連携することにより、健康づくりに向けた取り組みの円滑な実施、成果の達成等が可能になっている。

取組概要

三井化学

- ▶グループ最上位方針に、「適正な職場環境の形成の促進および社員の自主的な健康確保の支援をはかる」こと明文化、健康管理を**会社の方針として位置づけている**。
- ▶全ての健康施策を、RC(レスポンスブル・ケア)委員会を通じてPDCAサイクルに基づき展開。メンタルヘルス不全・生活習慣病予防、衛生リスクの低減に取り組む。
- ▶RC委員会では、経営層に対し職場風土が良好な事業所ほど従業員のストレス度も低いという**データを示し、取組に対する経営層の理解**を得ている。

ローソン/
ローソン健
保組合

- ▶被保険者の平均年齢が高くなってきていることや勤務態勢も影響し休職や病気の重篤化が増加している。こうした状況を踏まえ、母体の株式会社ローソンは、「社員という資産を健全化し、健康な労働力を活性化することが経営の使命」と認識し、社をあげて社員の健康増進に取り組んでいる。
- ▶健康増進づくりを実現させるため、**事業主と健保組合で協働して、システムを活用**しながら被保険者が健康促進の支援を受けられる健康プラットフォームと適切な生活習慣を獲得できる仕組みや動機づけの仕掛けをつくり、被保険者へ提供している(右図)。

<歩数のレコーディング>



出所:厚労省「データヘルス計画事例集」

花王/
花王健康
保険組合

- ▶花王健康保険組合と花王株式会社は連携して社員の健康づくり活動を展開している。これは被保険者から見れば健保組合が行う事業も会社が行う事業も区別がなく、逆に健保組合からは事業主と一体で活動することにより、被保険者に対しての強制力が持てるというメリットがある。一方、事業主にとっても被保険者の健康増進は健康な社員が増え、事業活動が進むというメリットになる。平成22年からは、**健保組合の常務理事が事業主の健康管理部門の責任者を兼務**。
- ▶健康づくりのPDCAサイクルをまわすために事業主や健保組合の健康状態をデータで語れるように、平成21年から**健康データの集約分析**を開始。健保組合の持つ疾病データ、医療費データと事業主の持つ健診データ、問診データ、就業データ等を集約し、会社・事業所別、男女別、年齢階層別、職種別に編集して各地の保健スタッフに提供する一方、データの着眼点や事業計画立案の訓練のために「**白書勉強会**」という**集合研修**を実施。

他分野における事例(省エネルギー・CO2削減)①

トプラナー制度

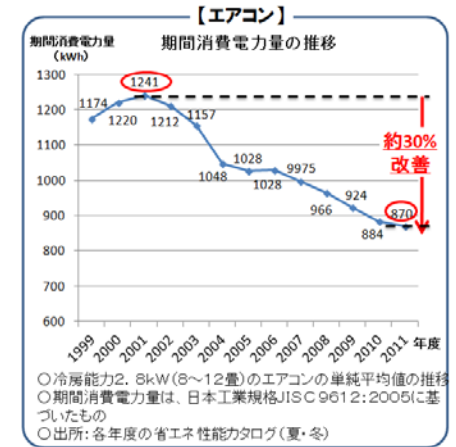
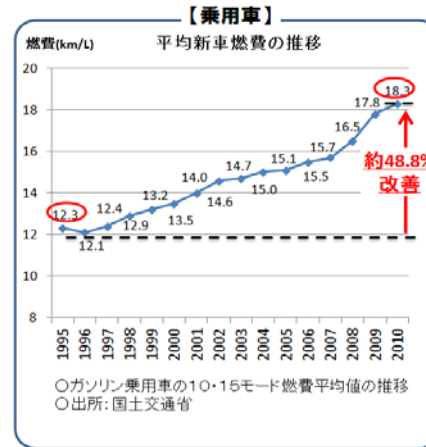
1998年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等28機器についてトプラナー制度を導入し、その効率の改善に大きな成果をあげている。トプラナー制度とは、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準(トプラナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分毎に設定された基準値を上回らなければならない。

○省エネ法では、目標年度に基準を達成しなかった事業者に対し、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させ、仮に、当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、**経済産業大臣が勧告を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置が行われる。**

また、命令に従わなかった場合には**100万円以下の罰金に処すこととされている。**
 ▶トプラナー制度の導入により、ガソリン乗用自動車は約48.8%(1996→2010年度)、エアコンは約30%(2001→2011年度)の効率改善が図られた。

トプラナー制度による効率改善の例



認定長期優良住宅に対する優遇税制

- ▶ 省エネルギー性を含む9つの基準を満たした長期優良住宅の場合、住宅ローン減税等の各種税制の減税額を優遇。
- ▶ 省エネルギー性は、「必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。」とされており、省エネ法に規定する平成11年省エネルギー基準に適合すること(省エネルギー対策等級4)が求められる。

	一般住宅			長期優良住宅		
	居住年	借入限度額	最大控除額	居住年	借入限度額	最大控除額
所得税(ローン減税)	H26.3まで	2000万円	200万円	H26.3まで	3000万円	300万円
	H26.4～H29.12	4000万円	400万円	H26.4～H29.12	5000万円	500万円
所得税(投資型減税)	—			標準的な性能強化費用相当額の10%相当額を、その年の所得税額から控除。		
	居住年	控除対象限度額	控除限度額	居住年	控除対象限度額	控除限度額
	H26.3まで	500万円	50万円	H26.3まで	500万円	50万円
	H26.4～H29.12	650万円	65万円	H26.4～H29.12	650万円	65万円
登録免許税	①保存登記	1.5/1000		①保存登記	1.0/1000	
	②移転登記	3.0/1000		②移転登記【戸建】	2.0/1000	
				【マンション】	1.0/1000	
	③抵当権設定登記	1.0/1000		③抵当権設定登記	1.0/1000	
不動産取得税	1200万円控除			1300万円控除		
固定資産税	【戸建】	1～3年目	1/2軽減	【戸建】	1～5年目	1/2軽減
	【マンション】	1～5年目	1/2軽減	【マンション】	1～7年目	1/2軽減

他分野における事例(省エネルギー・CO2削減)②

グリーン投資減税(建築物)

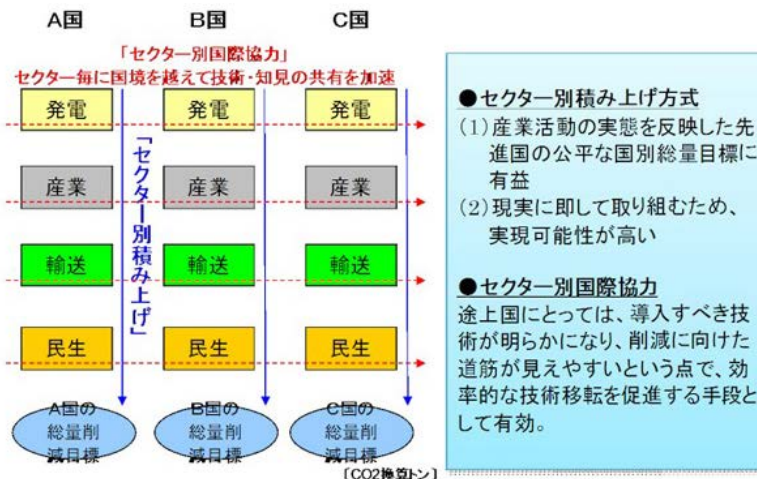
- 青色申告書を提出する法人又は個人が、グリーン投資減税対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価格の30%特別償却の税制優遇(中小企業のみ7%の税額控除も選択可)が受けられる。
- 建築物の省エネ化の関連では、二酸化炭素排出抑制設備等及びエネルギー使用制御設備が対象設備として整備されている。

認定低炭素住宅に係る優遇税制

- 平成24年12月より「都市の低炭素化の促進に関する法律」に定める低炭素住宅の認定制度が開始。
- ①省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が10%以上削減できること、②その他の低炭素化に資する措置が講じられていることの二つの基準を満たすことで低炭素住宅の認定取得が可能。
- 認定低炭素住宅の場合、一般住宅に比べて、住宅ローン減税等の各種税制の減税額を優遇。

セクター別アプローチ

- 地球温暖化問題対策に対するセクター別アプローチは、各セクター(各産業分野、電力部門、民生部門、運輸部門等)の実情を踏まえたうえで、温室効果ガス排出削減ポテンシャル分析を活用した先進国の国別総量目標の設定や、途上国へのセクター別の技術移転の促進による実質的な排出削減につなげようとするものである。
- セクター別アプローチの活用は産業活動の実態を反映した先進国の公平な国別総量目標に有益であり、現実に即して取り組むため、実現可能性が高いといった利点がある。
- また、途上国にとっては、導入すべき技術が明らかになり、削減に向けた道筋が見えやすいという点で、効率的な技術移転を促進する手段としても有効です。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでも、セクター別アプローチの有用性について確認されている。



セクター別アプローチとは、国別という垣根を越え、セクター毎に効率水準や有効技術を明らかにし、セクター毎に“比較・検証可能”な形で削減を進めるアプローチ。国別であれば国情は国によって様々異なることから、温室効果ガス排出削減の具体的方法も様々であり特定しにくいといった弊害がある。しかし、セクター別アプローチは温室効果ガス排出削減に有効な技術やプラクティスを具体的に特定し、セクター毎の特性を踏まえつつ、その普及を促進することで、排出削減を効果的に進めていくことが期待できる。

類似分野事例(環境経営に関する事例)

チーム・マイナス6%

•2005年に発効した京都議定書において、わが国は2008~12年の間に温室効果ガスの排出量を6%削減(対1990年比)することが義務付けられた。6%削減を実現するため、国の地球温暖化対策推進本部が京都議定書目標達成計画を作。この計画の中で、国民に向けた情報提供、地球温暖化対策の普及啓発を目的として、経済界と協力して進める大規模な国民的運動としてチーム・マイナス6%(運営は「チーム・マイナス6%運営事務局」)を立ち上げた。

•この取り組みにおいては、「チーム・マイナス6%」に参加している個人や団体が使用できるロゴマークを設定したほか、クールビズやウォームビズなどが行われている。個人がこの運動に参加する場合、上記のアクションプランから自分にできそうなものを選択、申請し、実践する。法人・団体がこの運動に参加する場合、上記のアクションプランをはじめとして、地球温暖化防止につながる行動計画を立て、申請、実践する。

チャレンジ25キャンペーン

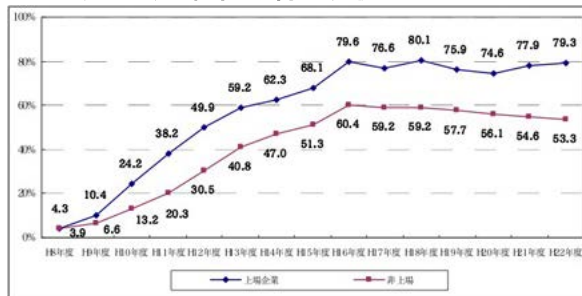
政府では、地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくため、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、そのための温暖化防止のための国民的運動を、「チャレンジ25キャンペーン」として2010年から展開。「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO2削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO2削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案。

環境経営

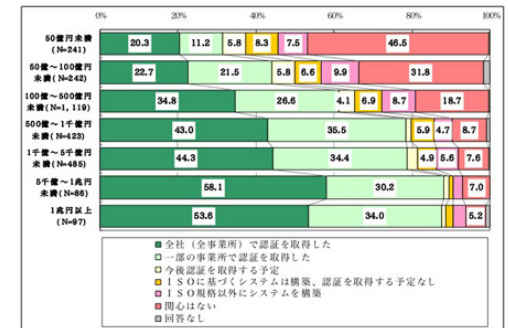
環境経営とは、企業が持続的に発展していくために、地球環境と調和した経営を行っていくという概念。環境関連規制の対応だけでなく、幅広い環境活動が求められる。それらの活動には、環境マネジメントシステムの導入、事業所内の環境負荷の徹底低減のみならず、提供する製品・サービスのライフサイクル全体、およびサプライチェーン全体の環境負荷低減、環境事業への発展・転換、顧客や市場の環境意識向上の働きかけなどの活動が含まれる。

たとえばISO14000の取得、環境業績評価、ゼロ・エミッション、グリーン調達、環境会計等は環境経営の手段として位置づけられる。環境マネジメントシステムの国際規格であるISO(国際標準機構)14001については、認証を取得した(一部事業での認証も含む)と回答した企業の割合は、上場企業で79.3%、非上場企業で53.3%となっている。

環境マネジメントシステム(EMS)の認証取得の現状



ISO(国際標準機構)14001取得の現状



事例から得られる示唆

- 健康投資を経営層に促す仕組みとして、健康づくり活動の客観評価等の取組が開始されている。医療費・生産性等や健康状態、健康行動の改善等、健康投資の効果を示す指標としては各所で様々な値が示されている。
- 今後、企業の健康投資を促進するためには、健康づくり活動の客観評価（投資対効果の定量化、ベンチマーク設定）の取組みを前提としつつ、環境分野の取組みのように、健康投資の取組みを国民的運動に昇華させる仕掛けづくりが必要ではないか。
- 国民的運動に昇華させる仕掛けとして、企業別健康投資ランキングや表彰、税制・金融・会計面での優遇措置等が考えられる。

